

令和8年1月13日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

指定訪問看護事業者における医薬品の取扱いについて

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、在宅医療における薬剤提供の在り方について、訪問看護ステーションに配置可能な医薬品として、臨時的な対応で事前に容認していれば訪問看護ステーションにおいて輸液（等張性電解質輸液製剤および低張性電解質輸液製剤（ただし、開始液および脱水補水液に限る。））を配備可能とすることについて厚生労働省より周知依頼があった旨のお知らせです。

なお、医師等による協議において事前に各種の対応を検討することや、適切な保管条件の遵守、協議を行った医師等により地域の関係団体等に臨時的な対応を行うことの報告等の5つの要件が付与されております。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知の上、貴会会員にご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267